

災害時における災害情報等の放送に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と海老名エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における災害情報等の放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町内において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、災害情報等を町民等に対し、適切に伝えるための体制を整備することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙の番組編成権を侵害しないことを前提に乙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供するとともに、放送の実施を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して災害情報等の放送を要請するときは、災害放送要請書（別記様式）に次の各号に掲げる項目を記載し要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、後日、災害放送要請書を提出するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送日時
- （4）要請連絡者
- （5）その他必要な事項

（放送の決定）

第4条 乙は甲からの放送要請があったときは、適切な放送形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づく乙の放送に関する費用は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、乙の連絡責任者は放送局長とし、甲の連絡責任者は防災主管課長とする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、災害情報等の放送目的のために、甲から知り得た災害情報等について、みだりに他に漏らしてはならない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

（協定の改正）

第9条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

（期間）

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

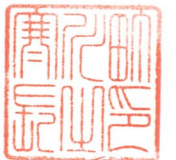
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月27日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県海老名市中央2丁目10番26号

海老名エフエム放送株式会社

代表取締役 金子純子

